

亀山市告示第68号

亀山市食生活改善推進活動補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市食生活改善推進活動補助金交付要綱等の一部を改正する告示

(亀山市食生活改善推進活動補助金交付要綱の一部改正)

第1条 亀山市食生活改善推進活動補助金交付要綱（平成21年亀山市告示第108号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この告示は、公表の日から施行する。 <u>(失効)</u> 2 <u>この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。</u>	附 則 この告示は、公表の日から施行する。 [項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市ヘリコバクター・ピロリ除菌治療費助成金交付要綱の一部改正)

第2条 亀山市ヘリコバクター・ピロリ除菌治療費助成金交付要綱（平成30年亀山市告示第110号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u>	附 則

<u>1</u> この告示は、公表の日から施行する。 <u>(失効)</u> <u>2</u> この告示は、 <u>令和12年3月31</u> <u>日限り、その効力を失う。</u>	この告示は、公表の日から施行する。 [項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市がん患者医療用ウィッグ等購入費支援事業助成金交付要綱の一部改正)

第3条 亀山市がん患者医療用ウィッグ等購入費支援事業助成金交付要綱（令和6年亀山市告示第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31</u> <u>日限り、その効力を失う。</u>	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> <u>限り、その効力を失う。</u>

(亀山市AYA世代等のがん患者に対する在宅療養支援事業実施要綱の一部改正)

第4条 亀山市AYA世代等のがん患者に対する在宅療養支援事業実施要綱（令和6年亀山市告示第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31</u> <u>日限り、その効力を失う。</u>	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> <u>限り、その効力を失う。</u>

(亀山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱の一部改正)

第5条 亀山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱（令和6年亀山市告示第62

号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。